

(目的)

第1条 本規定は、定款に定められた賛助会員制度について、賛助会員が当法人の運営及び諸事業に対し有する権利及び義務の詳細を明確にするために設ける規定です。

(会員の種別)

第2条 賛助会員の種別を以下の2種とします。

- ① 個人向け賛助会員
- ② 団体向け賛助会員

(社員総会での議決権)

第3条 当法人の社員総会での議決権は賛助会員には付与されておりません。

(入会)

第4条 賛助会員への入会手続きを以下の通りといたします。

- ① 当法人への賛助会員入会にあたっては、本規約を承認の上、別に定める入会申込書により理事長へ申し込むものといたします。
- ② 当法人は、入会申込時に届け出た内容を確認し、届出事項に虚偽があった場合や、特に入会が不相当であると理事長が判断した場合以外は、原則として制限無く入会できるものとします。最終的な入会の可否については理事長によって承認されます。
- ③ 不承認となった場合は理由を付した書面をもって通知します。
- ④ 入会に際して、入会口数は一口を下限とし、任意の口数での申込が出来ることとします。
- ⑤ 毎年1月1日から3月末日までの期間では、新規入会手続きは中止いたします。

(届出事項の変更)

第5条 賛助会員は、入会申込時に届け出た内容に変更があった場合、所定の書式によって速やかに当法人へ届け出るものといたします。

(入会金)

第6条 賛助会員は、入会口数にかかわらず、新規入会時に以下の入会金をお支払いいただきます。なお、会員資格が喪失した後に再度入会される場合も、入会金のお支払い義務が発生いたします。

- ①個人賛助会員 10,500円
- ②団体賛助会員 105,000円

(会費)

第7条 賛助会員は、以下の年会費を入会日にかかわらず毎年3月1日から3月31日までの期間に翌年度分を前払いでお支払いいただきます。なお、入会初年度の年会費に付きましては、入会手続き時に入会金と合算の上お支払いいただきます。

- ①個人賛助会員 10,500円 (一口)
- ②団体賛助会員 105,000円 (一口)

(会員資格および有効期間)

第8条 入会手続きや更新手続き完了日にかかわらず、翌年の3月31日午後24時までといたします。

2、賛助会員の会員資格は、入会申込の際に記載した申し込み団体・個人にのみ与えられ、第三者への譲渡は出来ません。

(会員資格の更新)

第9条 賛助会員の会員資格更新手続きについては、会員資格の満了日までに次年度会費が支払われたことをもって完了します。

(退会)

第10条 賛助会員は、所定の退会届を本法人へ提出することで、任意に賛助会員を退会することが出来ます。ただし、この場合に支払済みの入会金、年会費の払い戻しは行われません。また、未払いの会費がある場合は、未払い分の支払いを免れないものといたします。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格が喪失します。

- ① 退会届の提出をしたとき
- ② 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- ③ 会費の支払いが滞った場合。
- ④ 第12条の規定により会員資格を取り消されたとき。

(会員資格の取り消し)

第12条 賛助会員が以下に該当する場合、当該会員への事前の説明なく、当法人の総会の議決によって賛助会員の資格が取り消されることがあります。この場合、支払済みの年会費、入会金の返金には対応できません。

- ① 本規約に違反した時。
  - ② 入会申込書への虚偽の記載が発覚した場合。
  - ③ 法令若しくは公序良俗に反した行為が行われた場合。
  - ④ その他理事会によって賛助会員として不相当であると議決された場合。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなくてはならない。

(個人賛助会員の特典)

第13条 個人賛助会員は以下の特典を任意に受けることが出来ます。

- ① 年次報告書・決算資料の郵送による報告。
- ② 当法人が主催するイベント、講習会のゲストパスの贈呈。

(団体賛助会員の特典)

第14条 団体賛助会員は以下の特典を任意に受けることが出来ます。

- ① 年次報告書、決算資料の郵送による報告。
- ② 当法人が主催するイベント、講習会のゲストパスの贈呈。
- ③ 障害者福祉にかかわる相談、助言。
- ④ 当法人が調査収集する障害者福祉や交通バリアフリーなどについての調査データを購入する権利。(購入には別途追加費用がかかります。)
- ⑤ 賛助会員他当法人を支援する個人、団体を対象としたコミュニケーションパーティーへの無償招待。
- ⑥ 当該会員が当法人の賛助会員であることを、当法人や当該会員ホームページ他の手段を利用して広く社会に対して公表する権利。

(会費の用途と用途の限定)

第15条 支払われた入会金、年会費については、当法人の会計全体に充当されるものとし、特定の事業への充当を指示することは出来ません。

(規定の変更)

第16条 本規定は社員総会の議決によって変更することが出来ます。